

協議第16号

広域化後の階級について

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会長 畠山 稔

調整結果	広域化後の伊奈町消防職員の階級は、広域化前の階級と同等以上とし、上尾市消防本部の人事制度を基本とした階級設定とする。
------	--

(説明)

伊奈町消防職員の階級は、「上尾市消防本部組織規則」及び「上尾市消防署組織規則」に基づき、職名に合わせて設定する。

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------

職名と階級の比較

階級	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
消防正監	消防長	
消防監	参事・次長 署長・副参事	
消防司令長	課長・分署長・主席主幹 副分署長・主幹	消防長
消防司令	主幹・副主幹	次長・署長・課長 主幹・課長補佐
消防司令補	主査	係長・主査
消防士長	主任	主任
消防副士長	主任・消防副士長	主事
消防士	消防士	主事補

消防吏員の階級基準

消防吏員の階級基準（消防庁告示第6号）

1. 上尾市、伊奈町消防本部の消防長の階級

(1)上尾市消防本部:消防長の階級 消防正監(告示第2条第3号該当)

※上尾市は、消防吏員200人以上に該当

(2)伊奈町消防本部:消防長の階級 消防司令長(告示第2条第5号該当)

※伊奈町は、消防吏員及び人口が1号から4号に該当しない。

2. 消防吏員の階級基準【第2条 抜粋】

1. 消防総監の階級を用いることのできる者は、消防組織法第27条第2項の特別区の消防長とする。【東京消防庁消防総監1名】

2. 消防司監の階級を用いることのできる者は、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市又は人口70万人以上の市町村の消防長とする。【(政令指定都市等 例:さいたま市、横浜市、埼玉西部消防局(管轄人口70万人以上)】

3. 消防正監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が200人以上又は人口30万人以上の市町村の消防長とする。【例:川口市、春日部市】

4. 消防監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が100人以上又は人口10万人以上の市町村の消防長とする。

5. 消防司令長の階級を用いることのできる者は、第2号から前号までに掲げる市町村以外の市町村の消防長とする。【例:蕨市】

階 級	消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長
市町村等	東京都	さいたま市	上尾市	戸田市	伊奈町

3. 上尾市の消防吏員の階級及び役職

階 級	消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長
上尾市の役職			消防長	次長職	課長職
階 級	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
上尾市の役職	主幹・副主幹	主 査	主 任	主 事 ※	主事・主事補

※消防副士長の階級については、必要があれば消防士を区分することが出来る。